

令和2年8月28日開催

令和2年度
燕市農業委員会第5回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第5回総会 議事録

1. 開催日時 令和2年8月28日(金曜日)
午前9時30分～午前9時48分

2. 開催場所 燕市役所 301会議室

3. 出席委員(28名)

1番 金山 吉夫	11番 早渡 秀夫	21番 江口 保
2番 長谷川治仁	12番 大久保政博	22番 山浦 博
3番 原田國太郎	13番 山上 忠	23番 小川 芳秀
4番 渡邊美代子	14番 中村 幸夫	24番 本井佐登志
5番 佐藤 春夫	15番 伊藤 均	25番 佐藤 信一
6番 江辺 耕一	16番 伊藤 和夫	26番 遠藤 忠夫
7番 川本 敏夫	17番 土田 喜七	27番 三浦 哲郎
8番 笠原 久幸	18番 本田 繁	28番 澤口 義明
10番 山田 直子	19番 荻原 一郎	29番 和田 正春
	20番 明田栄以知	

4. 欠席委員(1名)

欠席 1名 9番 廣野 和夫

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第16号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 28 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池和恵 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 (会長)

8. 議事録署名委員

20 番 明田栄以知 21 番 江口 保

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、議席番号9番 廣野和夫委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願い致します。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は28名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第5回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号20 明田 栄以知 委員及び</p> <p>議席番号21 江口 保 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>それでは、会長報告第15号から第16号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第15号、「農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>農協転貸1件であります。</p> <p>受付番号41番 吉田西太田字土手内の田、1筆、面積872㎡、農地中間管理事業への移転に伴う利用権の解約であります。この解約通知は、中間管理機構への移転手続きを始めるために提出されたもので、農地の明け渡しは、9月30日となっております。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第16号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号6番 佐渡山字萱苧川の畑、1筆、217㎡、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し、原状回復命令の有無は無し、農用地区域外であります。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。
議 長	ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。
事務局	議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
	議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。
	受付番号20番 笈ヶ島字三ツ石の田、1筆、面積48㎡、契約内容は親子間の贈与、令和2年4月に隣接する水田の贈与を受けていましたが、登記地目が雑種地であった48㎡の申請を落としていたため、今回の申請となったものがあります。
	受付番号21番 吉田宮小路字矢作の畑、1筆、面積191㎡、契約内容は売買、対価は〇万円、位置図は議案資料1頁をご覧ください。破産管財人による農地の売買であります。説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件については、去る8月19日、第1事前審査委員会が開催されておりますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	8月19日、午前9時30分より、市役所301会議室で、第1事前審査委員会、委員1名の欠席により13名で審査の結果、「農地法3条の規定による許可申請」2件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議 長	他に無いようですので、お諮り致します。本件については、副委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。
議 長	次に、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。

	<p>受付番号 4 番 八王寺字三十歩割の畑、1 筆、面積 184 m²、転用目的は駐車場（6 台）、令和 2 年 9 月 2 日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 2～3 頁をご覧ください。奥行のない三角形の農地で生産性が低いため、駐車場として利用するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の農地ですが、道路に囲まれた三角地であることから、耕作に適さず駐車場として利用するものであります。</p> <p>申請地は、ガス管及び水道管が埋設される幅員 4m 以上の燕市道に面して、かつ、500m 以内に、大曲八王寺保育園や歯科医院などの教育・医療施設が 2 ヶ所あることから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 8 月 19 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農地法第 4 条申請 1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長 事務局	<p>次に議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 43 番 小高字藤曲の畑、1 筆、面積 178 m²、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借。令和 2 年 11 月 30 日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 4～5 頁をご覧ください。老朽化した自宅の建て替えのため、宅地との</p>

	<p>一体利用地として転用するものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る8月19日、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農地法第5条申請1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第28号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第28号「農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。それでは、利用権設定であります。</p> <p>受付番号7番 富永字新保境の田他、計5筆、面積3,997㎡、10年の新規設定。対価は記載のとおりであります。</p> <p>また、関係委員の案件はありませんでした。</p>
事務局	<p>事前審査会では、この利用権の開始時期が稲刈りの最中と思われる農繁期である9月7日からになっていることについて質疑がありました。また、耕作権の移動に伴う農作物の所有権がどちらになるか、という質問もありましたので、この場でお答えします。</p>
事務局	<p>はじめに農繁期の利用権設定であります。耕作していた借受人が亡くなり、先月解約通知が提出されております。地権者は農業ができないため、新たな借受人と利用権の契約を結ぶものであります。</p>
事務局	<p>また、利用権の開始時点で農作物が残っていた場合の所有権ですが、「作付けした人」に所有権があることとなります。</p>

	<p>農地法では、明確な記載はありませんが、民法上では「作付けした人に占有権」があると判断されるため、今回の申請で水稻が残っていた場合の所有権は先月に解約した借受人となります。</p> <p>今回申請の圃場については、地権者は農業ができないことから、地権者を含めた3者で話し合い、作業受託の形で新たな借受人が稲刈りをおこなう予定、とのことであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>三浦委員長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る8月19日、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p> <p>事前審査会の質疑では、農繁期の耕作者の変更についての疑義があり、併せて、収穫前に耕作者が変更された場合、栽培されている作物の所有者は誰か、という質問がありました。説明については、ただいま事務局が報告したとおりであります。</p> <p>審査の結果、農業経営基盤強化法による利用権設定1件、異議がなかった事を報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、決定とする事で、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決定する事に決しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>なお、議案第28号の案件につきましては、9月7日の告示により効力が発生する事になります。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第5回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午前9時48分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年8月28日

総会議長 本井 作 登 志

議事録署名委員 明田 菜以知

議事録署名委員 江 口 保
